明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一一）　一
○特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（同一二）　四

〔告　示〕
○社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件（金融庁・法務一）　六
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一九一）　七

〔公　告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、会社更生、再生関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○厚生労働省令第十一号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十三条第三号及び第五号並びに第五十条並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十四条第一項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久